

中小企業労働力確保法に基づく助成金等の改正のご案内

★**改正** 《平成22年4月1日》

中小企業基盤人材確保助成金

一般労働者への助成が廃止されました。

新分野進出等に係る中小企業基盤人材確保助成金

雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域（特定地域）への拡充措置が廃止されました。

生産性向上に係る中小企業基盤人材確保助成金

小規模事業主への拡充措置が廃止されました。

300万円以上の設備投資要件が加わりました。

助成額が140万円から170万円に拡充されました。

生産性向上基盤人材が60歳以上の場合、年収要件が450万円以上から400万円以上に緩和されました。

1. 概要

都道府県知事の認定を受けた改善計画に従い、新分野進出等（創業・異業種進出）に伴い新たに経営基盤の強化に資する労働者（新分野進出等基盤人材）を雇い入れた場合、または生産性を向上させるための基盤となる人材（生産性向上基盤人材）を新たに雇い入れ又は大企業等から受け入れた場合、これらの基盤人材の賃金相当額として一定額を助成します。

2. 支給額

【新分野進出等に係る基盤助成金】

新分野進出等基盤人材の雇入れ・・・140万円／人

【生産性向上に係る基盤助成金】

生産性向上基盤人材の雇入れ又は受入れ・・・170万円／人

※新分野進出等基盤人材、生産性向上基盤人材を併せて1企業あたり5人までを限度とします。